

要配慮者利用施設における 避難確保計画に基づく避難訓練の実施について

砂防・気候防災課

I 避難確保計画について

(1) 避難確保計画とは

津波や洪水・高潮・土砂災害の発生又は発生の恐れが生じた場合における円滑な避難の確保を目的に、**要配慮者利用施設**（社会福祉施設、学校、病院等）が作成する計画

計画に
定める事項

- ①対象災害からの円滑な避難の確保（情報伝達、避難対策、実施要員の確保）
- ②施設の整備
- ③防災訓練
- ④防災教育
- ⑤自衛水防組織の業務※
（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合
※津波、土砂災害が対象となる場合は任意）

(2) 作成義務者 以下の項目をともに満たす施設が対象

①特定の区域内（※）に所在

特定の区域

津波災害警戒区域

土砂災害警戒区域

洪水浸水想定区域

高潮浸水想定区域

②市町村地域防災計画に「要配慮者利用施設」として記載

(3) 計画提出先 市町村

今後新たに「要配慮者利用施設」として記載された場合は、速やかに計画を作成し、提出してください。

(4) 避難確保計画の作成状況

100% (R5.3.31現在)

Ⅱ 避難訓練の実施、訓練結果の市町村への報告について

(1) 避難訓練の実施、訓練の市町村への報告

施設の管理者等は作成した避難確保計画に基づき①**災害（洪水、土砂災害、高潮、津波）**を想定した避難訓練を実施し、②**避難訓練の結果を市町村へ報告**する義務があります。

(2) 令和4年度 避難訓練の実施状況 (R5.3.31時点)

津波：**75.3%** (739/982施設)
 土砂災害：**72.3%** (222/307施設)
 洪水：**71.3%** (1277/1790施設)

訓練は原則として年1回以上の頻度で実施する必要があります。

令和5年度の訓練結果について、まだ報告できていない場合は、速やかに市町村防災担当部局へ報告くださいますようお願いいたします。

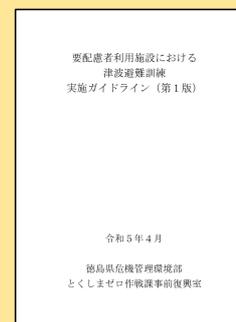
訓練実施結果報告書（様式例）

施設名			
実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		
実施場所			
想定災害 (該当する口にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水	<input type="checkbox"/> 土砂災害	<input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波
	<input type="checkbox"/> その他の災害 ()		
訓練種類・内容 (該当する口にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 同上訓練	<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練	
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練	<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練	
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練	<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
	①訓練内容を適時自由記載		
訓練参加者・参加人数	従業員(全員、一部)	名 (うちパート・アルバイト)	名
	施設利用者(全員、一部)	名 (うち高齢者)	名
	その他訓練参加者：施設利用者の家族	名	
	地域の協力者	名	
	その他	名	
訓練実施責任者	職 氏名		
確認事項	<input type="checkbox"/> 避難実施に要した人数	名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間
	時間	分	
	<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性		
	その他		
訓練によって確認された課題とその改善方法等			
訓練記録作成者	職 氏名		

Ⅲ 「避難訓練実施の手引き」等について

県では避難訓練の実施を支援するため、手引き等を作成・公開しています。避難訓練を計画・実施される際に御活用ください。

- 要配慮者利用施設における洪水、土砂災害の避難訓練の手引き
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukuri/kasen/5050539/>
- 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に係る「避難確保計画（津波）の作成」及び「津波避難訓練の実施」について
<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2019030800014/>
- 「洪水時等における要配慮者利用施設の避難に関する研修会」※R5.8月に美波町で実施した研修会の資料を掲載
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kendozukuri/kasen/7236116/>



【参考】関連施設等との連携により被害を免れた事例(秋田県五城目町 湖東老健)

- 令和5年7月15日からの秋田豪雨により、秋田県五城目町にある介護老人保健施設「湖東老健」では、近接する馬場目川が氾濫し、床上浸水が発生したが、浸水が始まる前に入所者約80人を避難所(五城目第一中学校)や連携する関連施設等へ避難させ、人的被害はなかった。
- 湖東老健では**避難確保計画**やBCPを作成しており、水害避難を想定した**訓練**を行っていたことが迅速な避難に繋がった。
- 市町村との連携や法人内のグループ施設、さらには他法人との**社会福祉連携推進法人のネットワーク**を構築できていたことが車両や人手の素早い手配に繋がり、避難に有効であった。



時刻 (7/15)	五城目町・施設の対応状況
7:32	洪水警報
8:00	全町に避難指示を発令(町から施設に連絡) 通所者の受け入れ停止
10:00頃	入所者の避難開始
10:30	馬場目川氾濫警戒情報
12:00	馬場目川氾濫危険情報
12:30頃	避難所や関連施設などへ 避難完了
15:40	馬場目川が中屋敷橋下流付近で氾濫
17:00	全町に緊急安全確保を発令



湖東老健・佐藤直人事務長:

「今回、迅速に全員を避難させられたのは、避難にあたり他の法人からも移送の車を出してもらったり、避難を受け入れてもらったり、といった社会福祉連携推進法人の**ネットワークの構築も大きいと感じる。**」

「こうした連携の構築や**事前に避難確保計画を作成していたこと、訓練を実施していたこと**などが迅速な避難に繋がったと要因と考えている」

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

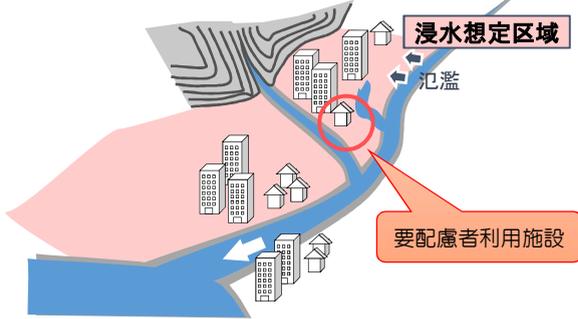
『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**

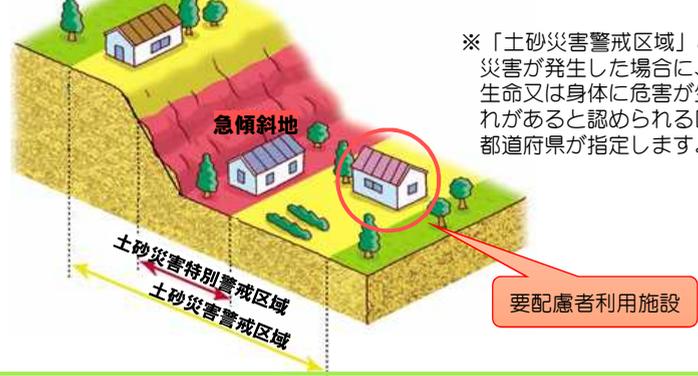
ポイント!

【浸水想定区域】



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- **施設職員への防災教育のためには、市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

3

適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表)

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ

要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



